

誓約事項

令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）（以下「協力金」という。）を申請するにあたり、次の内容について、すべて誓約いただきます。

記

- ・申請要件を全て満たしています。
- ・申請した内容に虚偽が判明した場合は、協力金の返還の支払いに応じます。
- ・大阪市から調査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・対象施設名（店舗名、屋号等）・所在地（町丁目まで）の公表に応じます。
- ・申請した内容を税務情報として使用することに同意します。
- ・個人情報の取り扱いに関して、協力金の審査・支給に関する事務に限り、大阪市が事務の一部を委託する事業者並びに協力金を共同実施する大阪府と共有することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・協力金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録情報と照合することに同意します。
- ・協力金の審査・支給に関する事務に限り、営業に関して必要な許認可等申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することに同意します。
- ・申請内容の不備等が、大阪市の指定する期間内に解消せず再度の申請が行われなかった場合は、大阪市の申請者は協力金の支給を受けることを辞退したものとみなすことに同意します。
- ・支給決定後、申請等の不備により支払いが完了せず、本市が指定する期日までに、連絡・確認できない場合は、大阪市の当該申請は取り下げられたものとみなすことに同意します。
- ・申請内容に関する振込口座の記入間違い等軽微な修正については、大阪市（委託事業者含む）が補正することに同意します。
- ・申請した情報を、大阪市暴力団排除条例第13条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。